

令和3年 八潮市農業委員会3月総会 議事録

- 1 開催日 令和3年3月25日(木)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ 会議室(3階)

4 出席委員 9名

会長	1番	大塚 一宏		
会長職務代理者	2番	小早川喜一		
委員	4番	渋谷 稔	12番	鈴木 新一
	6番	齋藤 富子	13番	鈴木 隆
	8番	小倉 雅樹	14番	田中 幸夫
	10番	新井 孝美		

5 欠席委員 6名

委員	3番	大野ヒロ子	9番	飯山 敏行
	5番	荻野 恭子	11番	臼倉 正浩
	7番	福岡 達則	15番	松田 淳一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第4号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の  
規程に基づく特定農地貸付の承認の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

開会 午後 1時57分

### ◎開会の宣告

○事務局長 それでは、定刻まで少し時間がございしますが、皆さまお集まりになりましたので、ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会も新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に配慮させていただきまして、出席人数を削減するため、案件担当委員の方と議席ナンバーが偶数の委員の方に出席をお願いしているところがございます。また、13番、鈴木隆委員におかれましては、先月出席できなかったことから、今回出席いただいております。

したがって、本日の出席者数は9名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大分暖かくなりまして、仕事のほうは大変忙しく、コマツナが伸び放題で止まらなくて、大変な思いをしていると思いますが、そういう状況でお忙しいところ、3月総会への出席ありがとうございます。

3月21日に1都3県の緊急事態宣言が解除となりましたが、まだまだ感染者は3桁を超え、東京なんかは昨日でも400人を超えたりとか、そういう全然減少しない状況で、こういう状況がまだまだ続くんじゃないかなという感じですよ。多分私なんかはワクチンを打てるようになるまでは収束のめどが立たないのかなという感じです。

ですから、この農業委員会の総会も今後も委員が半数の総会となってしまうのかなと思います。

皆さん、体にはやはり気をつけて、きちんと予防を考えてほしいと思います。

それでは、本日も最後までご協力よろしく申し上げます。

○事務局長 会長、ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 3月総会次第              | A 4 横    |
| ②「①農地所有者が開設する市民農園」(議案第4号参考資料) | (資料 - 1) |
| ③令和3年度八潮市農業予算概要(※改訂版配付)       | (資料 - 2) |
| ④令和3年度農業委員会総会及び研修会等日程表(改訂版)   | (資料 - 3) |
| ⑤住宅地等における農薬使用について             | (資料番号なし) |
| ⑥令和3年度職員配置表                   | (資料番号なし) |

昨日、市の職員の内示がございまして、皆様のほうにA4横でホチキスした、厚いものがあるかと思います。私どもの部の市民活力推進部はちょうど真ん中あたりなんですけど、私どもの都市農業課では1人、平野係長が今回異動になりまして、皆様もご存じかと思いますが、以前、こちらの課にいました臼倉 進一係長が代わりに異動してくることになりました。後ほど資料のほうを見ていただければと思います。

- |               |          |
|---------------|----------|
| ⑦農業委員会活動記録セット | (資料番号なし) |
|---------------|----------|

資料のほうにつきましては、以上で7点の資料となります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

——— 委員より発言あり ———

○事務局長 その他、皆様、大丈夫ですか。

ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

○議長 ありがとうございます。

それでは、8番、小倉雅樹委員、14番、田中幸夫委員にお願いします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第3号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人、住所氏名、〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人、住所氏名、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇平米、同じく、〇〇-〇、田、〇〇平米、〇〇-〇、田、〇〇平米、合計〇〇平米、権利の内容は所有権（売買）になります。転用目的は資材置場です。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、申請人は本社が〇〇〇内にありまして、土木工事、足場工事、看板工事、内装工事などの建設業を営んでおります。こちらの会社、平成28年に設立されまして、現在資材置場は、まだ所有しておりません。コンテナタイプの収納スペースを2個ほど借りて営業している状況です。そこも仕事が増えるにつれ手狭となっている状態です。また、建築足場材をリースにより現在調達しているところなんです、これを経費削減のためにも自己所有して業務を行いたいということで、以前より資材置場を探しておりました。ほかの市街地や農地でないところではなかなか見つからなかったところ、今回土地所有者との話がまとまりまして、申請に至ったものであります。



以上です。

○議長 何かご質問、意見がございましたらお願いします。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

参考にお聞きしたいんですけども、この接続されている道路については4.9メートルで、幅員としては問題ないと思うんですけども、3トンダンプで資材を搬入するとなると結構加重がかかると思うんですけども、道路の耐久性とか大丈夫ですか。

○議長 ただいまの質問について、事務局でお答えをお願いします。

○事務局 今回申請するに当たりまして、道路治水課のほうにも協議で回っていただいておりますので、道路管理者も確認しておりますので、調整区域内の道路ですから、組成も恐らく大型車を考慮してきちんとつくられた道路ではないと思いますので、何回もタイヤで旋回するとちょっと心配なところはありますけれども、かといって今回申請することについて、道路を原因者のほうで造り替えるとか、そこまでの話はなかったようです。

○議長 私もこの前の道路は知っているんですが、ちなみに西側の〇〇さんは元農業委員だった方の家なのですが、その〇〇〇〇さん宅の西側に中古車屋というか、結構車を置いてあって、キャリアカーで運んで、その道路のところ下ろしていたりもしているのを見かけるので、道路自体そんなにへこむとか、そういうのはあの辺なかったような感じがしますが、新井委員、いかがですか。

○10番（新井孝美委員） はい、ないですね。

○議長 一応そういう現状だから、3トントラックの資材積んだぐらいだと、車2台積んだキャリアカーよりも軽いんじゃないかなという気はするんですが。

入ってみて、もし何か悪かったら、ここ道路だから、道路治水課のほうで直しますよね。

○事務局 はい。

○議長 ほかにございませんか。

○13番（鈴木 隆委員） 13番の鈴木です。

これ地目が田んぼになっていると思うんですけども、一番下に土留めで回りが囲ってあるということで、現状は埋立てした土地なんでしょうか。田んぼなんでしょうか。

○議長 どうぞ。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

ここは、田んぼを埋めた上で3辺を柵で囲んであるという状況です。

○議長 これ、地目は登記地目であって、現状は載せていないんですよ、いつもね。現状自体は畑の状態でした。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本件は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎議案第4号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第4号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こちら、市民農園の開設に関する承認ということなんですけれども、改選後初めての案件でして、また市民農園の承認というのはあまりないケースですので、法律のことから簡単に説明させていただきたいと思います。

次第の前に資料1のほうをご覧ください。

まず、市民農園を開設するには3つの方法がありまして、まず市民農園整備促進法によるもの。それと、今回の案件に絡むものなんですけれども、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律、これを略して特定農地貸付法と呼ばれるんですけれども、これによるもの。それと、3番目としまして農園利用方式によるものというのがあります。このほかに、市街化区域内の生産緑地におきましては、平成30年にできました都市農地の貸借の円滑化に関する法律、それによるものもありますけれども、ここではちょっとこの法律については説明を省かせていただいて、先の3つについてちょっと説明させていただきます。

1番目の市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合というのは、主に市民農園に休息所とかトイレ、駐車場等の施設を設置する場合によく活用されるものです。こちら、開設に当たりまして、市民農園開設認定申請書と市民農園整備運営計画というのを提出して認定を受けることが必要となるんですが、こちら市街化調整区域内で開設しようとする場合は、それより前に市のほうにその区域を市民農園整備区域として、市に認定してもらう必要があります。手続はいろいろかかるんですけれども、それと施設を設置することで費用もかかります。本格的に大きな市民農園を設置する場合はこちらが該当するケースが多いのかなと思われまして。

2番目としまして、今回の特定農地貸付法による市民農園の開設というのは、農地を区画ごとに利用者に貸し出すわけですが、要件が何点かありまして、1世帯当たり10アール未満



の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われること。営利を目的としない農作物の栽培のための貸付けであること。貸付期間が5年を超えないことといった要件が必要となります。

3番目の農園利用方式といいますのは、所有者が農地を貸し出す形ではなく、営農計画を所有者自らがつくります。作付計画とか、そちらの計画に合わせて利用者の方は入園料という形で料金を支払って、作業計画に基づいた農作業を体験する、そういった形になります。収穫されたものは報酬として利用者に分配されるとか、その辺は当事者間で決めていいわけですが、こちらは農地を貸し出すというわけではないので、市とか農業委員会に申請等の手続は必要ない、そういったものであります。

今回の議案第4号は特定農地貸付法に基づく申請なんですが、こちらは〇〇農園と呼ばれておりまして、〇〇のほうで既に開設されている農園です。今回、一部区域の変更、一部を廃止して、一部を追加して今より大きくするという変更をすることから、申請されたものです。今まで18区画だったんですけども、今度は37区画ということで申請されております。

こちらの法に基づく申請に当たりましては、事前に農園利用者との貸付規定というのを作成した上で、市と貸付協定を締結しまして、それを添付して農業委員会に提出して承認を受けるという形になります。

資料1のほうめくっていただいて、3ページが当委員会に提出されました承認申請書で、5ページからが、特定農地貸付規程、貸付条件とか、募集の方法とか、抽せん、選考の方法とか、そういった取決めが記載されております。

11ページからが、市と締結する特定農地貸付協定というもので、こちらのほうでは目的とか、協定の区域とか、あと適切な管理とか、運営の確保に関する事項とか、そういったことが書かれているところです。

それでは、次に議案のほうを説明してまいりたいと思いますので、次第のほうに戻りまして、5ページのほうをご覧ください。

議案第4号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件になります。

番号1、申請者住所氏名、八潮市大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇（〇〇農園）、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇番の一部、登記地目、田、現況地目、畑、こちら〇〇平米あるんですが、こちら新しく追加した状況で〇〇平米のうち〇〇平米になります。次に同じく〇〇番〇の一部、登記地目、田、現況地目、畑、こちら〇〇平米ありまして、新しく追加される区域なんですが、こちらが〇〇平米です。次に、〇〇番、登記地目、田、現況地目、畑、こちらは従来から変更はございませんでして、こちら〇〇平米。〇〇番一〇、登記地目、田、現況地目、畑、こちらは〇〇平米あったんですが、今回は除外されたということになります。同じく〇〇番



ういう形にはまだなっていません。家庭菜園を借りている人に聞いたら、ここがそうだよということで、今、ロープみたいなもので区画を大きく取ってあったんですけども、この図のように1区画間にしっかりはなっていないです。これからするんでしょうけれども、それから、おおむねこの図に沿ったような面積の広さでございました。

ただ、ちょっと草が目立つので、借りている人の話の中で、〇〇さんは草が大好きだから、こういう話があったんですけども、ちょっと周りも草が目立つので、でもおいおい整備されていくんだろうと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と2番、小早川委員より、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付の承認の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

ちょっと参考に聞きたいんですけども、これ市のほうほどの程度関わっているのか。契約見ると協力するというのも書かれていますけれども、例えば募集とか、そういう区画の整理とか、どの程度関与されるんですか。

○事務局 まず、現地については区画の整備とかそういうことについては一切やっておりません。市のほうで前からやっているのは、このほかにも市民農園ありますけれども、全部の市民農園がそうというわけではないんですけども、更新の時期が来たときに、更新手続のお知らせの手紙を渡したりとか、あと区画が空いたときにホームページとか、広報やしおで通知するとか、そういうお手伝いです。現地作業とか、そういうことはないです。

話が出たついでになんですけども、もし市民農園の開設を予定されている方でトイレとか駐車場とか、そういう施設を設置して本格的にやりたいという場合は、市のほうでも補助制度がありますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、都市農業課のほうに問い合わせいただければ、補助できるケースもありますので、ちょっと気に留めておいていただければ幸いです。

以上です。

○議長 よろしいですか。

それでは、私から質問なんですけども、〇〇〇〇さんの〇〇農園は、これは市民農園じゃなくて、個人農園なんですか。

○事務局 個人のところ、市民農園というより、市民の方が参加するんで市民農園ということで、やるのが市でも個人でも市民農園という形です。

○議長 ということは、税金、固定資産の免除とかはあるんですか。

○事務局 これは普通の農地扱いだと思います。

○議長 市民農園、市で扱っている市民農園は、あれは免除ですか。

○事務局 あれは市がやっているのです、資産税課のほうに報告しまして、免除になっております。

○議長 それと、この特定農地貸付法による市民農園をしている、要するに〇〇さんみたいに  
して農園を貸している人はほかにいましたか。

○事務局 1年位前に〇〇の〇〇〇にある〇〇農園もこの法律でやりました。

○事務局長 〇〇〇〇と〇〇〇の間のところをやしまして、昨年6月になります。

○議長 ほかにないですか。

○事務局 ほかは農園利用方式です。

○事務局長 先ほどの表、資料1の一番上にあるもので、今、議長からもお話しがあった市民農園の場合は、この市民農園整備促進法で行っています。

ベルクの南側にある八潮市市民農園は、先ほど事務局のほうで説明した3つの中の一番左の市民農園整備促進法というので行っております。一番右側の農園利用方式というのは、八潮市内ですと、〇〇地区との〇〇〇地区なんですけれども、〇〇さんの農園が〇の南側にありまして、もう一つ、〇〇〇地区内に〇〇農園が、農園利用方式で行っているということで、八潮にはこの3つの使用方式でそれぞれ農園をやっているところがございます。

いずれも、先ほど言われるようにみんな市民農園ということでやっているものでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにご質問。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

先日、親戚の家に行きまして、葛飾区なんですけれども、そこに行ったときに、市民農園だか、個人でやっている農園だか分からないんですけれども、人がいっぱいいて、4メートル道路のところに車がどわっと駐車されているんです。そういう関係上、今度の新しくできる農園については駐車場等あるのかなと思ひまして、ちょっと質問します。

○事務局 今回区画数が結構増えることですから、それもちょっとお聞きしたんですけれども、契約する方に対しては、ここは車では来ないでくださいということを伝えた上で契約するというお話を聞きました。

ただ、現地に行くと皆さん、数台は置けるみたいで、車で来られた方は、私が見に行ったときはいらっしやいましたけれども、基本的に駐車場はありませんということで、相手に説明するというお話しでした。

○13番（鈴木 隆委員） 結構地図を見ると広い区画になっているみたいで、車は結構置けるのかなと思いましたけれども、道にはちょっと置くとまずいと思いますから。

○議長 路駐じゃなければね。ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について3件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件でございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。

それから、今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。また、先に郵送されていきますので、皆さん、一度見てもらっていると思いますので、少ししたら質問を聞きたいと思います。

—— 資料確認 ——

○議長 それでは、転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから質問をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようであれば、転用等届出受理報告は終わりとします。

---

#### ◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

生産緑地地区の追加指定について、担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、

説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海でございます。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進に当たりまして、ご支援、ご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は生産緑地地区、また特定生産緑地の指定状況について説明させていただくとともに、令和3年度における指定について説明をさせていただきます。

詳細は担当よりさせていただきます。

○公園みどり課 着座にて説明をさせていただきます。公園みどり課計画係の中野と申します。

初めに、令和2年度の指定状況です。

生産緑地地区の指定状況ですが、令和2年度におきましては、2地区の廃止、面積等の変更が8地区ということで、最終的に地区数が2地区、面積が約0.31ヘクタールの減少となっております。この結果、令和2年度現在の生産緑地地区数の総数は181地区、面積は約27.67ヘクタールとなっております。

次に、特定生産緑地の指定状況です。

令和2年度末現在は84地区、約15ヘクタールで、全体の69.4%を指定しております。未指定のお知らせにつきましては、指定意向ありが24.7%、指定意向なしが5.9%となっております。未申請の方に対しましては、本日中に再度申請の案内を発送する予定となっております。

最後に、令和3年度の実産緑地地区の追加指定の受付についてお知らせいたします。受付は4月1日木曜日から4月30日金曜日までの期間で、土日祝を除く平日8時半から17時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。なお、追加指定を希望される場合は、事前相談が必要となります。この内容につきましては、3月10日の広報やしお、そして本市のホームページに掲載しております。

もし、こちらの追加指定につきまして、農業委員の皆様の方にご相談等ございましたら、市役所の公園みどり課までご案内をお願いいたします。

公園みどり課からは以上となります。

○議長 ありがとうございます。

本当は数字の資料が欲しかったなという感じがしますが、聞いただけだとちょっとすぐに覚えられないので、すみません。

○公園みどり課長 今度用意します。

○議長 それでは、ただいまの公園みどり課の説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。

よろしいですか。

○議長 それでは、公園みどり課の職員の皆さん、ありがとうございます。

○議長 最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和3年4月23日金曜日、午後2時から、ここと同じ八潮メセナの今度は2階の研修室で開催いたします。

出席人数につきましては、またコロナの感染状況によりまして、この辺を勘案して改めて通知させていただきますが、今の状態だと引き続き半分で、今度は奇数委員さんをお願いすることになるんですが、恐らくその形になるのかなと思われそうですが、また改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より4月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願いします。

○4番（渋谷 稔委員） 農地のトラブルについてお聞きしたいんですが、出入口のない農地の案件なんですけれども、そこは150坪の土地なんです、手前の方と後ろの方がいまして、後ろの土地を持っている方が家庭菜園に貸したいというんで、そうしたら手前の方はその通路を通るんじゃないということと言い始めて、ちょっとこの間口論になったというお話しなんですけれども、この出入りがない土地なんで、そうした場合、そこを歩いていいのかどうか、それをお聞きしたいんです。法律上どういうふうになっているんですか。

○議長 とりあえず事務局で回答できますか。

○事務局 ちょっと今のお聞きする中では、多分、市民という市のほうで間に入れないのかな、と思います。市のほうでは法律相談を広聴広報課のほうで進めておりますので、解決策がもしかしたらあるかもしれませんので、できればそこで聞いていただければと思います。

○4番（渋谷 稔委員） そういうことがあって、何かこの間大きな声でけんかしていたから。

○議長 けんかしているようじゃ、その当事者同士の話し合いじゃうまくいかなかったのかなという感じでしょうけれども、普通に考えると、だから手前の人に通す、要するに歩き道じゃないけれども、入り口を借りるか。

○4番（渋谷 稔委員） 借りるかというか、要は畑というのはこっちとこっちの人がいるわけじゃないですか。だから、例えば当事者の土地というのが奥にもあるんです。それが畑というのはこういうふうになっていて、例えばこっちの人はいいと、通っていいよといった場合には、ここは通れるのか、この人が一方的に後ろの土地へ行くのに、うちの横を通るんじゃないと言っているわけじゃないですか。

○議長 でも、右手側の土地の人は通っていいと言っているんですか。

○4番（渋谷 稔委員） 言うてはいないけれども、それは俺なんだけれども、俺が借りている土地であります。

○事務局 よくあるのは、農地と農地の間に必ずあぜ道とかあるじゃないですか。そこを歩いていくと、直接は行かなくてもあみだくじじゃないけれども、そういう形で到達できるのかなと思うんですけれども、それはないんですかね。

○4番（渋谷 稔委員） 通っていいと思うんですけれども、こっちの人は通ってほしくない、通らせないとかと言っているから、だからこっちの人は怒って、何でこっちに行くのに、ここ通っちゃ駄目なんだという。

○議長 通れる道になっているんでしょう。その通り道には別に何か植え付けるとか、そういうのはしないんでしょう。通れる道なんですよ。

○4番（渋谷 稔委員） このぐらいい空いていますので。ハウスだってぎりぎりに建てているわけじゃないんで、このぐらいい空いているから、そこを歩いてこっちに行きたいんだらうけれども、こっちの人はちょっと忘れちゃうんだけれども、通らせないとか、そういうことを言い出しているんで、ちょっと奥の地主さんが怒ったというお話なんです。

法律上どういふふうになるのか、ちょっと調べておいていただいたらと思うんですけれども。

○議長 法律上は難しいからね。

○4番（渋谷 稔委員） そういうことなんです。

○事務局 そういう事例あることを伝えておきます。ただ、その方にはぜひ聞いていただければ、法律相談を受けていただければ。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。

○議長 どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

1月の農地パトロールしたときに、〇〇〇の〇〇〇に〇〇〇〇のプレハブが建っております、そういうのは私ちょっと分からないんですけれども、撤去しろとか、強制的なことは市のほうとか、県のほうとか、国土交通省とか、そこからできるのか、何か罰則があるのかというのをちょっと知りたいなと思ひまして、お願いいたします。

○事務局 こちら今、市の開発建築課のほうで対応中でして、また現地の人に呼んで、口頭注意して作業をやめさせました。現地はすでに赤紙を張ってあるんですけれども、その後も手続を進めていまして、勧告書を出して、相手が動かなければ、この先、告訴へと、今動いておりますので、また動きがありましたら報告したいと思います。

○議長 一応、先月、2月の総会のときに、〇〇〇の〇〇のあれは、出席した委員さんには報



告というか、形でありましたんですけれども。

○13番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 皆様には時節柄お忙しい中を八潮市農業委員会3月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

今年も桜は一人で咲いておりまして、桜が咲くと去る人がいて、そして来る人がいるわけでございます。

以上をもちまして、3月八潮市農業委員会総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時15分